

法学部設置前後の回想

児玉 敏

法学部設置三十周年の回顧録に近いものを企画されていることから、その座談会に出席しなかった私は、紙上参加させて頂くこととなりました。

私が神奈川大学に就任したのが一九六一年（昭和三十六年）四月で、当時は法経学部の中に法学科が設置され、法経学部長は確か岡野鑑記教授（財政学）であったかと思えます。後になって法学科長は尾後貫教授（刑法）で、これらの責任者は米田吉盛学長の任命制でした。

法経学部時代は、経済学一般に重点がありました。大熊信行（経済学）、山口茂（金融論）、岡野鑑記（財政学）、川武雄（経済学）等々の著名な学者がおりました。法律学では、堀五之介（行政法・法学）、水本浩（民法）、浦田一晴（商法）、大原栄一（商法）、春宮千鉄（政治学）、鈴木信太郎（法学）がおり、私と一緒に安井達弥（政治史）、そしてその後、黒田覚（憲法）、小町谷操三（商法）、尾後貫莊太郎（刑法）、田中眞次（行政法）、平岡一美（労働法）の各教授が一九六三年（昭和三八年）に迎えられ、中馬義直（民法）が助教授として、新戦力に補強されました。更に法学部独立の陣容として、前沢忠成（民訴・破産法）、坂本英雄（刑法）、奥原忠弘（法学・憲法）、東寿太郎（国際法）、岩崎二郎（刑事法学）、大場茂行（民法）、半田正夫（民法）の各教授・助教授・講師が一九六五年（昭和四〇年）に迎えられました。その他正木亮（刑事学）、そして非常勤講師として薬師寺志光（民法）ほか、裁判官現職で数人の講師が学

生に講義をしておりました。

法学部独立は、一九六五年（昭和四〇年）四月一日から始まるわけですが、法学部設置基準の柱は、一施設、二人容、三図書の一部類に分けられ、最も重要なのは、教員、その次が関連図書であります。図書関係を精力的に整備されたのは田中眞次教授（行政法）でありました。教員につきましては既述したとおりです。

ここで、法学部設置前後の学生に関して特筆すべき事柄につき、述べてみたいと思います。それは学生法学研究部のことです。堀五之介先生と私が顧問になり、無料法律相談や模擬裁判等を精力的に行ったことです。とくに、無料法律相談は、神奈川県下の各都市で、好評を得ておりました。当時の在學生、OBの活躍は目覚ましいものがありました。私自身も教えられることが多く、三泊、四泊して一般市民の相談に応じたものです。

この法律相談で記憶に残る、一、二のケースについて、御紹介申しあげたいと思います。ある中年の男性と二十才前後の女性が婚姻について相談に来ました。二人で結婚したい。については婚姻届ができるかどうかということでした。二人とも戸籍謄本を持っておりました。私はとくに事情も聞かないで、「大丈夫でしょう」と答えました。ところが、この若い女性は、この男の妾の実子であることが分かって来ました。戸籍簿上は二人の関係は他人でしたが、血縁的には実の親子でした。私は息を飲む思いで驚き、婚姻届ができるかどうかについて、その後何も言わず、「結婚は絶対に止めなさい」と吐き捨てるように、二人をにらみつけました。二人は手をつないで、愛し合っていると、うそぶいておりました。

次にH市での法律相談のことです。女性の法律相談で、これも婚姻に関するものです。戸籍謄本を見ますと、妻が二人記載されているのです。これこそ、教科書通りの重婚です。民法七三二条の重婚禁止の規定に反しますし、更に刑法一八四条の重婚の罪に該当し、犯罪行為にもなります。どうして戸籍簿に二人の妻が記載されているかについ

て、伝聞によりますと、戸籍係の職員に依頼して、追記して貰ったとのことでした。

さて、学生法学研究部メンバーの諸兄姉は、卒業後、法曹界・官界・財界の諸方面において指導的あるいは中枢のポジションで活躍中です。前述しました堀五之介先生の追悼法要が毎年一月下旬に行われ、今年（一九九六年）は、堀先生の生誕百周年が計画されております。

一九六五年（昭和四〇年）に法学部が法経学部から分離独立し、初代の法学部長は黒田覚教授（憲法）でした。当時は、法学部教授会は存在せず、全学部の全体教授会、つまり法学部、経済学部、外国語学部、工学部、短大の各学部の寄合所帯で、教授会議長はもちろん米田吉盛学長でした。教授会出席の教員が、百人を越えていたのは当然のことです。そして、教員の人事つまり採用、昇任に関する承認は、全体教授会の重要事項であったことはいうまでもありません。

一九六五年（昭和四〇年）法学部発足に伴い、法学部スタッフが緊張感と生気に満ちていたことは、想像に難くありません。それが、二年有余後の一九六八年（昭和四十三年）一月に、突然に襲った大学紛争により、法学部伸張の足音は、木端微塵にかき消されてしまいました。他の大学のいかなる紛争よりも、さきがけて、大学中枢部を直撃しました。アメリカ原潜エンタープライズ寄港阻止支援のキャンパをしている学生と学生部職員とのトラブルから、学内規程即時無効、学長辞任へと目まぐるしく進展し、大がかりな民主化闘争へと拡大していきました。この神大民主化闘争に、私も一枚噛んでいたことを告白しなければなりません。この時の学生部長が、法学部の一教授であったために、法学部に対する風当たりは、他学部教員の指弾の的となり、そして、その結果は、時を経ずして法学部の解体につながりかねない大量教員の辞任でした。尾後貫教授、平岡教授、小町谷教授、大原教授、半田助教授、前沢教授、大場教授、東助教授、奥原助教授、後になって岩崎教授の辞職へと発展しました。学生の激しい追求の鋒先は学長・

理事長の辞任、学生部関係の教職員罷免、そして民主化を叫ぶ教員も同歩調であったかと思われまます。ラジカルな学生の先鋒は、大学解体をも視野に入れた斗争を展開し始めました。大学改革を越えた政治斗争へとエスカレートしたのです。学生群はセクトを組織し（反帝学評）、大学本館を封鎖、立てこもり、大学機能は麻痺状態となりました。すでに述べました法学部教員の大量辞任はなぜ起こったのかについて、その原因は定かではありませんが、当時のかすかな記憶を辿りますと、法律学という学問自体が保守的範疇に属していること、大学の管理支配体制の要職に法学部教員が配置されていたこと、などがその主な要因かと思っております。

さて、当時の私のゼミナールについて一言申しあげておきたいと思えます。

私はゼミのテーマを川島武宜著『所有権法の理論』の研究にしております。その読解のために避けて通れなかったのは、マルクスの資本論でした。ゼミナリスト達は、マルクスの勉強に没頭しました。そして、大学紛争です。ゼミナリストの中には、好機を得たりと、革命を口にする者も現れ、大学の民主化路線は、政治闘争の色彩を帯びてゆきました。「産学協同路線」反対を口々に唱えるようになったのは、この後、間もなくのことでした。とあるゼミナールの授業の時間に、私はゼミナリスト達の集中攻撃を受けました。私に対する学生の批判は、日和見的であるとします。私に灰皿を投げつけて、恫喝する学生もおりました。私とゼミナリスト達との距離は決定的となってしまいました。

私は大学紛争中、前後して三たび法学部長となりました。いや、法学部長に祭り上げられた、という方が正しいです。なり手がいないのです。たしか、二回目の法学部長時代でしたでしょうか、内ゲバ殺人事件が起きたのは。他大学の学生が神奈川大学のキャンパス内で、他のセクトの学生に殺害されたものです。神奈川大学は「殺人大学」として、紛争大学の最低の悪評を浴びたものです。私は当時「執行部」（学長代行プラス四学部長の責任体制をそう呼んでお

りました)の一員でしたので、社会的にその責任の追究は厳しかったようです。

大学紛争中の自分史の中で、特筆されるのは、一九七六年(昭和五一年)九月の、いわゆる「二十四時間団交」といわれるものです。私が三度目の法学部長の時でした。大講堂で学費値上げ撤回要求の学生等との団体交渉です。飯田耕作外国語学部教授の学長時代です。「執行部」(学長プラス各学部長、教務部長)ほか、学外の理事も出席していたかと思えます。学生等は、授業料値上阻止の大合唱で、われわれを吊しあげました。前日の午前中から、翌日の午前まで、学生等は我々を解放しませんでした。学生等は、粗末なパンを私達に手渡したのですが、私は一片のパンも咽喉を通らず、二杯の茶を飲んだだけででした。「執行部」の一教員が、値上撤回を表明したことにより、この「二十四時間団交」は幕となりました。

その後、私は短期間でしたが、学長事務取扱の要職をも務めました。大学紛争勃発後、学部長職、学長職を辞任し、あるいは拒否する姿勢が長期間に亘り続いたと思われれます。神奈川大学における、紛争状態は、急激に終末を迎えたものでなく、散発的な紛争はその後も引き続いて起りました。

法学部設置三十周年といいますが、二十年近くは紛争中の法学部と位置づけられると思われれます。

法学部略年表

一九二八年 (昭和三)	四	横浜市中区桜木町に横浜学院を開設
一九二九 (昭和四)	三	横浜専門学校設立認可(校長林頼三郎)
一九三〇 (昭和五)	五	横浜専門学校、六角橋(現在地)へ移転
一九三三 (昭和八)	三	第一部第二回卒業式(法学科は第一回卒業生)
一九三八 (昭和一三)	一二	『商経法論叢』創刊
一九四三 (昭和一八)	五	創立一五周年記念式典開催
一九四四 (昭和一九)	四	法学科を法政科に改称

一九四五 (昭和二〇)	一〇	大倉精神文化研究所と県立横浜第二中学校(現、翠嵐高校)で授業再開
一九四六 (昭和二一)	二	六角橋の校舎へ復帰
一九四八 (昭和二三)	一〇	創立二〇周年記念祭開催
一九四九 (昭和二四)	四	神奈川大学第一回入学式
一九五〇 (昭和二五)	一二	『商経法論叢』復刊
一九五一 (昭和二六)	四	法学専修コース設置にともない商経学部を法経学部へ改称
一九五一 (昭和二七)	三	横浜専門学校最後の卒業式 横浜専門学校を廃止
一九五九 (昭和三四)	一〇	法学専修コースを学科に改編
一九六二 (昭和三八)	三	神奈川大学第一回卒業式
一九六五 (昭和四〇)	四	三〇周年論文集刊行(『社会科学の方法と諸問題』)
	一一	創立三〇周年記念式典
	一二	創立三五周年記念式典開催
	一	法経学部を法学部、経済学部に分離、独立
	二	商経法学会が「神奈川大学法学会」「神奈川大学経済学会」に分離 法学会「神奈川法学」創刊

一九六六 (昭和四一)	二	『神奈川学生法学』創刊
一九六七 (昭和四二)	四	大学院開設
一九六九 (昭和四四)	三	学則改正(カリキュラムの大改正)
一九七八 (昭和五三)	四	「法学研究所」設置
一九七九 (昭和五四)	九	創立五〇周年記念式典挙行
一九八〇 (昭和五五)	一一	創立五〇周年『記念論文集』刊行
一九八二 (昭和五七)	一	法学研究所『研究年報』創刊
一九八三 (昭和五八)	三	英国、アストン大学との交流協定に調印
一九八五 (昭和六〇)	七	『神奈川大学五〇年小史』刊行
一九八七 (昭和六二)	八	一七号館(研究棟、室内プールなど)竣工
	九	第一回横浜市民講座、神奈川県民講座開催
	四	タイ王国、タマサート大学、マヒドン大学と学術交流協定を締結
	一	法学研究叢書(一)刊行
	三	『神奈川大学評論』創刊
	一一	スペイン、サラマンカ大学と学術交流協定を締結

一九八八 (昭和六三)	一一	「神奈川大学―六〇年のあゆみ―」刊行
一九八九 (平成元年)	一〇	『創立六〇周年記念論文集』刊行
一九九〇 (平成二)	二	アメリカ、ハイデルバーグ大学と学術交流協定を締結 第一回市民大学講座開催
一九九一 (平成三)	三	アメリカ、カンザス大学と学術交流協定を締結
一九九二 (平成四)	一一	神奈川大学評論叢書創刊
一九九三 (平成五)	二	韓国、慶南大学校法政大学と法学部の交流協定締結
一九九四 (平成六)	四	大学設置基準の改正に伴うカリキュラム改革実施
一九九五 (平成七)	七	第一回神奈川大学フォーラムを金沢市で開催
	四	法学部に自治行政学科増設